



2025年10月6日

各位

会社名	株式会社豊田自動織機
代表者	取締役社長 伊藤 浩一
(コード番号)	6201 東証プライム・名証プレミア
問合せ先	経理部長 玉木 康一
TEL.	0566 - 22 - 2511

**トヨタ不動産株式会社による株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

トヨタ不動産株式会社（以下「トヨタ不動産」といいます。）は、本日、別添のとおり「トヨタ不動産が設立する株式会社を通じた株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は、トヨタ不動産が、株式会社豊田自動織機に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2025年10月6日付「トヨタ不動産が設立する株式会社を通じた株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ」

2025年10月6日

各位

会 社 名 ト ヨ タ 不 動 産 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 村 知 秀

**トヨタ不動産が設立する株式会社を通じた株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する  
公開買付け実施に向けた進捗状況のお知らせ**

トヨタ不動産株式会社（以下「当社」といいます。）は、2025年6月3日付「株式会社豊田自動織機（証券コード：6201）の株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、当社が設立する株式会社（以下「公開買付者」といいます。）を通じた株式会社豊田自動織機（以下「対象者」といいます。）の株券等に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、国内外の競争法令等、外国補助金に関する EU 規則、国外の投資規制法令等並びに英国及びスウェーデンの金融規制法令等に基づく必要な手続及び対応が完了すること等一定の前提条件が充足された日（又は公開買付者の裁量により放棄された日）から実務上可能な限り速やかに開始することを予定している旨並びに2025年12月上旬を目途に本公開買付けを開始することを目指している旨を公表しております。

当社及び公開買付者は、本公開買付け実施に向けて、国内外の競争法令等、外国補助金に関する EU 規則、国外の投資規制法令等並びに英国及びスウェーデンの金融規制法令等に基づく必要な手続及び対応を進めておりますが、本日現在、これらの手続及び対応のうち、オーストラリア、カナダ、イスラエル、南アフリカにおける競争法令等に基づくクリアランスを取得済みであるほかは、クリアランスの取得が未了であり、その全てが完了する時期は2026年1月中旬以降となる見込みであり、これに伴い、本公開買付けを開始する時期は、2026年2月以降となることを見込んでおります。

今後、開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上

## 【ディスクレーム】

### 【勧誘規制】

本公表文は、本公開買付けを一般に公表することを意図したものであり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本公表文は、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本公表文（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

### 【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じです。）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本公表文の中に含まれる財務情報は、国際会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者とはならないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとしします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとしします。

本公表文の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第21E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者（affiliate）は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本公表文の中の「将来に関する記述」は、本日の時点で当社及び公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社、公開買付者及びそれぞれの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

公開買付者、対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則14e-5（b）の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの買付け等の期間中（以下「公開買付期間」といいます。）に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付け等は市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付け等に関する情報が日本で開示された場合には、米国においても同様の方法によって開示が行われます。

会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。